

花巻市市民参画・協働推進委員会（第5回）【記録】

日 時 平成20年12月19日（金）午前10時～12時
場 所 花巻市役所本館3階 委員会室
出席者 委員13名（欠席2名）
内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議
（1）参画の適用対象について
（2）事例研究
花巻市公共交通基本計画について
東和総合支所建設事業について
（3）除外規定について
4 閉 会

事務局(役重地 域振興課長) （本日の出欠席の状況を確認後、第5回推進委員会の開会を宣言。）

議 長 前回は、参画の適用対象を中心にやってまいりました。今年最後の会になりますけれども、是非皆様方から、気になること、こうであって欲しいとかというようなことを、積極的にご発言いただきたいと思います。色々やり取りを通して我々自身の理解を深めながら、市民の方々にも色々な受け止められ方されている方いらっしゃると思いますので、そういう意味では出来るだけ多くの視点から協議をした方がいいかと思えます。積極的なご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは協議に入りますが、その前に市民の方々から何かご意見等寄せられておりましたら、ご紹介をお願いいたします。

事務局(役重地 域振興課長) 前回以降市民の方から、当委員会に対して寄せられた意見という事でご紹介をさせていただきます。内容が多岐になりましたけれども、当委員会の審議事項に関するものをご紹介させていただきますが、参画協働は市民のボランティアを使ってという事が一つでございます。更に権利を制限し義務を課す。例えば、重度障がい者医療費助成制度などについては、障がい者団体を含め、そういった関係団体の意見をきいていただきたいということ。更にはコミュニティに決定権を持たせてほしいということ。それから、障がい者にも分かるようなかたちで情報開示をしていただきたい、ということございました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの意見も参考にしながら、ご協議をお願いしたいと思います。なお、今日は2時間ということで12時には閉じたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。それでは、第4回の会議で適用対象について大体ご意見がまとまりつつありましたので、これまでの協議の内容をまとめた形で適用対象（案）というものを事務局から提示してご説明いただきます。この適用対象につきましても、一応本日をもって、一つの区切りにしたいという風に考えております。後段には、いよいよ事例研究という事で具体的な事例を元にしてイメージを膨らませながら答申に向けて協議を深めて参りたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。それでは、協議の第1の適用対象について適用（案）をこれからご説明をいただきたいと思います。事務局の方でよろしく願いいたします。

事務局(役重地
域振興課長)

それでは、協議事項(1)ということで、参画の適用対象についてご説明をさせていただきます。まず、資料ナンバー1ということで、今日お配りいたしました参画の適用対象とは、という資料をご覧いただきたいと思います。事前にお配りできればよかったのですが、当日ということで時間が遅れまして申し訳ございませんが、前回まで2回に渡って適用対象をご議論いただいた中で、もう一度条例の構成を整理した方がいいのではないのかなということで、前回以降、委員さんからもご意見いただきました。改めてということになりますけれども、ちょっとご覧いただきたいと思います。まちづくり条例の中では、第3条第2項で、まちづくりに関する計画の策定等、ここでは「重要な」という言葉はないです。当たってはいわゆる全てを指すわけですが、この条例に適合させるという文言がございます。それではその条例の適合される原則とは何かと言うと、第5条で「参画と協働によるまちづくり」。それから第二項では、「情報共有」ということが定められてございます。更に第12条で、その中から特に「まちづくりに関する重要な計画の策定」等については参画手続きを保障しなければならない。ということで何度もご覧いただいているように、この図にありますように6つの手法を挙げて、その内2つ以上の方法を保障しなさいという義務付けがなされているわけでございます。今回みなさまに諮問させていただいている参画の「適用対象」。これにつきましては、これも何度も説明しているわけですが、12条の適用対象。いわゆる「重要な」の範囲についての対象を定めていくという内容での諮問でございます。従いましてその範囲外のものは、何も全部市民参画しなくていいということにはもちろんなりません。原則を踏まえながら市政は全て運営されなければならないということでございます。しからばその重要な範囲に含まれない、いわゆる12条の対象にはならない計画や事業等については、どういった参画のあり方が望ましいのかということも当然ながら、この委員会で話題に出てきてしごく当然と思えますし、必要に応じまして諮問事項の中には、その他、市政への参画方法に関することもございますので、今後の議論をいただくこととなります。参考までということで紫波町、大和市の条例の例をここに挙げてございますが、対象事項以外に対するものについても、積極的に続きをご覧いただきたいと。ここにはこれ以上のことは何も書いてないわけですが、こういう規定について参考までにあげております。これを踏まえて1ページ戻っていただきたいのですが、一度事前にもお配りしたわけですが、参画の適用対象（案）ということで、本市としての案を初めてここで整理してみた形となります。第3回、第4回ということで適用対象について検討していただいた内容を元に、重要な計画の策定とうについては、次の通りにするということで。その裏のほうの解説でご説明させていただきたいと思います。参画の適用対象(案)の説明ということで、本日お配りしております資料の裏側です。事前にお配りしていたものにはこの裏はついていなかったと思います。すみませんが、1の対象事項として(1)市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更ということで、例えば総合計画で基本構想で基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等々。前回の計画一覧でみていただいた中に、これらについては特に含まれることになると。それから(2)としては市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止、ということで、まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など。これについては宮古市の例にはございませんでしたので、前回の議論を踏まえまして新たに追加させていただいたものです。それから(3)として市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更ということで、ここでは通学区域の設定あるいは住民投票制度などということで、制度については(2)の制度のほうでほぼ包括されますけれども、通学区域のように条例にはのって

こないものでも(3)の方で対象にすべきであろうということでございます。それから(4)としては市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止ということで悪臭公害防止条例など、今いわゆるその市民なり事業所なりそういったものの行動、事業活動等に制約を加えるというのが設定されてございます。さらに(5)としては公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更ということで、こちらについても、様々議論いただいたわけですが、まずは金額等で線を引くのではなく、宮古市の考え方に基づきながら建設の趣旨が全域に関り不特定多数の市民が利用できるような建設、建築物であれば事業費に関らず対象とすべきではないかということでこのような区分でございまして。それから(6)としてはそのほかということでございまして。それから2としては対象事項であつても除外することのできるものの例でございましてけれども、1号としては軽微なもの。例えば、引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの。(2)としては、緊急に実施しなければならないものという事で、災害の対応などがこれにあたります。(3)として法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するものということで、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど、税法の場合は毎回出てくるような形ですけれども。いわゆる国の法律、あるいはこれに基づく政省令で自治体として基準が既に定められているというものです。(4)としては市の執行機関内部の事務処理に関するものという事で、予算編成、人事あるいは職員の服務等に関するものも含め、市の機関が自らの責任として決定するものでございまして。(5)としては、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものということで、自治体として徴収する地方税がありますし、更には税ではありませんが色んな事業の分担金、あるいは施設の使用料、手数料等々これについては、基本的には除外をいたしますけれども前回ご議論いただきましたとおり、地方税法に基づく新たな税目を設定するという場合については市民参画の対象とするということで、この間確認をさせていただきましたので載せてございまして。適用対象については以上が今までの議論を整理したものといたしますのでよろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございました。これまでの議論をまとめていただいて案という形で示していただきました。それでは今説明いただいたことを踏まえて委員の皆様方から更にご質問やご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

佐藤(芳)委員 適用対象(案)の説明の中で対象事項と対象事項から外される除外規定とこの2つあるわけですが、花巻市にある全ての事業については、この2つのどちらかに分けられるという事でいいですか。

議長 そういう考え方でよろしいでしょうか。

事務局(役重地域振興課長) そういう事とはちょっと違ひまして、宮古市の例による区分ということで全計画条例ということで図示したのですが、まず全計画、全条例、全事業等はこの12条によって、重要なものと重要でないものと2つのものに分けられるということでございまして。それがまず基本的なことで、更にはその中から重要なものに該当した場合であっても除外すべきもの、ということでこの除外規定が削除されていいと思いますが、そこは例外として取り扱われるということでございまして。前回の資料の中の宮古市の例による区分としたものが、考え方として多分一番ご理解していただやすいものかなと思います。

議長 よろしいでしょうか。はいどうぞ。

佐藤(芳)委員 そうであれば軽微なものというのは除外規定として必要なんですか。

事務局(役重地域振興課長) 軽微なものというものがここに入っているというのは、例えば重要だと重要でないものがまず一般的、基本だと申しました。その中で例えば事業であるとか計画そのものは重要である場合があるわけですよ。重要でないほうには分類できない。ところが、例えば事業とか条例とか計画の変更であって、軽微な変更というものがあります。文言の変更であったり、特に制定というものではなくて変更という場合を想定した規定ということでございます。

議長 変更が軽微であるものということですね。よろしいでしょうか。

佐藤(芳)委員 この会議は市民参画の推進する会議なので、出来る限り市民が参画できるような状況をつくるべきだということを推進すべきなんですけれども。出来ることであれば全てのものを対象にして、全てのことに對して市民の人が意見を言える。必ず市民が言わなきゃいけないという事ではないですよ。例えばイトーヨーカドーにアンケート用紙があって、何かお気づきの点がありますかっていうときに、お客さんが全員書いて帰るわけじゃないですよ。ある人だけ書いて帰ればいいわけなんですけれども。そういう状況を作っておくべきなんじゃないかと思うんです。誰も意見ないだろうというときにも、それはこちらの勝手な解釈であって意見のある方もあるかもしれません。ですからそういうことが全てのことに對して意見が言えるように、条例がこうなっているから、こういいますとかと言うんじゃないで、条例がこうなってますから、このように考え方を変えて皆さんが参画出来るようにしましょう、といったように事務局側が努力していただけるならいいんですけれども。例えば、どうしたら該当できるようになるのかっていうことをお話していただけるんならいいんですけれども、この前みたいにこうやると全てが該当になりません、みたいな感じであれば、これでは困るんですよ。出来る限り一般市民の人が意見を言えるような状態、言わなきゃいけないということではなくて言える状態をつくるべきだと思うんです。当初この宮古市の条例に對して、これはどういう状況になっているんですかって言うときに役重さんのほうからは市民の参画があまりなくて困っています。これは意見を聞く側が閉ざしているから誰も言わないのであって、言える状況をつくれれば誰か言う人も出てくるかもしれません。言える状況をつくっておいて誰も意見がないというのであれば、それは当局側が住民のやりやすいようにやっているんだっていうことの答えだと思います。ですから、重要な計画ってここにありますがけれども基準を下げてしまって、とりあえずアンケートでもパブリックコメントでも、そんな手間のかかるものじゃないですから、とりあえず聞けることは聞く状況をつくるべきなんじゃないかなと思いますけれども。みなさんいかがでしょうか。

議長 はい、皆さんいかがでしょうかということですので、委員の皆さん方からもこの「軽微な」ということに関わって、思うところをいろいろご意見いただければと思います。その後で事務局のほうにもお話を伺いたいと思います。

菊池委員 話を聞きやすい環境を整えるというのは非常に大切なことだと思います。いろいろな座談会などをやってみても、話しづらいんですよ。喋る人からあとで聞くと話したいことはいっぱいあったんだけど、あまりにも格式が高かったりとか、こんな事を言ったら笑われるんじゃないのかなという感じでなかなか意見を言えないという

のはやはりあるようなんですね。ですから、ざっくばらんに話せるような機会。先ほどいっていたようなアンケートとか、そういうものを取るといふ事は非常に。そういった視点で、ちょっと下げるようなかたちで聞くような方法を考えていくことは大事だと思います。私もそう思います。

丸山委員

あの今のお二方の意見も理解できることもありますが、要するに議論の整理が必要なのは、ちょっと事務局の表現も悪いのかなと思うのは、例えばこのペーパーが出してしまうと、参画の適用対象(案)がテーマになってしまうと、また話が元に戻っちゃう危険性があると思うんですよ。先ほど会議の前に説明された花巻の事業は全て市民参画の対象なんですよという大括りがあるから、多分事務局は、こういうものを含めて、軽微なものを含めて本来は全て参画対象ですよと解釈しておりますよね。だけど、ここで議論しているのは、12条の参画の対象となる、適用対象となるものということで市民参画の手法が今3つあるけれども、これだけとは思ってませんけれども。この中の2つ以上必ず参画手法として使わなければいけないというもの今考えているわけだから、私は形の上では原案でいいと思うんですね。形のうえでは。ただ常にこれを市民に配布して、参画の適用対象なんですかって問いかけたときにこういう形で出してしまうと、やっぱり全て元に戻ってくるから、言葉の使い方っていうのがかなりしっかり事務局も我々も使っていかなきゃならないなと思っております。それからもう一つ整理したいのが、なんともよく分からないけれども、花巻市の場合には参加と参画という言葉は分けるのか、分けないのかちょっとはつきりしないんですね。それで、この参画と言った場合には、まちづくりとか行政とか色んな県とか国とか色んな事業を説明するときに企画計画からはじまって実施運用まで。そして運用した後のチェック、いわゆる評価ですよ。その評価をした後の修正事項、修正した後、それまでも含めて参画というのが通例なんです。それでいわゆる基本構想つくったり、何かアイデアを求めたときに、パブリックコメントでもそうだけど、意見をください、意見を述べて参考にします、というのは参加というのですよね。もし言葉の定義をするなら。そのへんもひっくるめて花巻市は参画とするのだというのであれば、やっぱり一回一回そのあたりのことは整理していかないと、また条例が、仕組みが出来たときに、なんだこれは参加なのか参画なのか、これは参画の形式になってない。これは重要なのか重要でないのかという議論がいつもいつも繰り返してきてしまうので、そのへんも整理しながら議論していただきたいなと思います。

そして結論は、軽微なものというのは、事務局の説明でいいのかなと思っておりますよ。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。いわゆるこの軽微という表現で参画の機会が狭められるのか、狭められないのか。あるいは事業を展開していくときに、どういう問題が発生してくるのか、そのへんをひっくるめて事務局のほうから伺ってもよろしいでしょうか。

事務局(役重地域振興課長)

はい。それでは今の軽微なものに関してなんですが、いろいろな自治体の例を見ながら事務局としても迷った部分がありますが、宮古市の例では、いわゆる条例の改正、あるいは計画の変更であって、いわゆる軽微という書き方をしてあります。それから他の自治体では、単なる軽微なもの、あるいは軽微な変更というような書き方をしてあります。もし軽微なものというだけで、何でもかんでも軽微だろうとして除外されることのないように改正などをつけているわけですけども、そこにもし曖昧が残ることであれば、軽微な変更ということも含めて、宮古市の例とも照らしあわせながらご判断を頂戴したいと思います。

丸山委員

軽微に関して。やはり問題なのは、何が軽微かって言う概念はここで表現したとしても、ある事業、ある変更規定、ある制度をつくったり、改正するときに、この問題が軽微なものか、軽微じゃないものかという判断を誰がするかってことなんですよ。例えばこの条例のこの文言は行政が考えれば、単なる言葉の変更かと思うかもしれないけれども、市民サイドからすれば、これはとっつて我々に対して影響を与える変更だと解釈する場合は当然起こりうる。ですから今のしている議論の前提にここで作る仕組みを判断するのが誰なのかという前提が、今抜け落ちているわけですよ。それが委員会なのか、行政なのか。これまでの条例上は、この推進委員会が適応されるか、されないか。これが重要か重要でないか判断される機関になるわけですから。今のままだとね。そのあたりも頭に入れて議論しないと、この言葉によって、個々の事例が選別されるわけではない。その委員会、審査する機関がこれが軽微なものなのか、どうなのかという事を審査していくという前提が必要なんです。まだそれはこの中では見えていない。という事をいっておきます。だから個々だけでどれが軽微でどれが軽微でないかという判断は、なかなか出来ないという事です。以上です。

議長

その軽微なものについて、例えば、引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないものと、こういう定義の仕方であまり良くないですか。こういう規定の仕方をして該当しているんだろうかということですので。そうでないと、一言一句、全てこれをどこかの機関で審議しながらものを進めれるかという問題になってくるかと思うんですよ。いかがでしょうか。

平賀委員

一般市民が意見を言える状態を作るという佐藤さんの意見、これはもう大前提だとは思っています。いろいろな機会で市民の声が聴けるというのは確かに大事なんですけれども、今ここで案を作るに当たって、この軽微なものについての判断をしたときには、私も後ろに書いてある引用する法令の云々のところで、まずこれは一つの案としていいのではないかなと思います。それで今日で決定ではないですよ。また色々やっていきながらそれでも、最後にやっぱりここがもうちょっと、別な言葉で書いたほうがいいと言うときは、替えられるとするならば議事進行してほしいと思いますけれども、ここだけで軽微なことだけで、この2時間を使ったならば、ちょっともったいないかなと今思っています。

佐藤(芳)委員

よろしいでしょうか。私がお話したのは、重要なものと、重要でないものがあった、まあ花巻市役所では重要でないこともやっていらっしゃるようですけれども。その他に軽微なものもある。この重要でないものと軽微なものと同じなのか、同じでないのかただ確認したかっただけ。

あと、対象事項の5番なんですけれども、この前もお話しましたけれども。例えば、どこそこのトイレを新しくするかという話ですよ。体育館、運動公園、図書館など全市民利用するものについては重要だとか、重要でないという判断なんですけれども。これはこの前もお話しましたけれども、どこの道をつくるにしても、あるいは、どこかの山奥の建物をつくるにしても、これは花巻市民全員の財産になるものである。とりあえず地域住民の人達の意見もより多く聞かなきゃないとは思いますが、花巻市全域からも意見を聞いても問題はないと思います。聞くべきだと思うんですけれども。それが例えば体育館みたいに中心になるようなものじゃなくても。例えば道の駅に新しくトイレを作るとか、そういうときにはやっぱり花巻市の財産ですから、花巻の道の駅だけは洋式のトイレがなかったとかね。全国でも珍しいと思いますけれども。そういうときに全員の人の意見がもらえれば、色々な新しい意見、考

え方が出てきて、市民参画というのは、どうやって皆からの苦情を逃れるかっていう事ではなくて、どうやってよりより生活を送れるかっていうものであるべきだと思いますので。こういう建物とかについても、あんまり制限とか負荷をかけるべきではないんですけども。

議 長 ということ、具体的にはこの括弧書きは必要ないという事ですか。

佐藤(芳)委員 そうですね。

議 長 ほかの委員さん方がいいがですか。

藤井(公)委員 前日も色々意見があって、大体集約されたとは思っております。現在も行政区、自治会があり、最近はコミュニティセンターが活動し、更に今、丸山委員さんからもお話あって、確認されたと思いますが、2つ以上のパブリックコメントだったり、意見交換会だったり2つ以上を経るとというのが大前提となっておりますから、トイレの問題も重要だと思いますよ。それは地域の意見交換会であったり、地域のパブリックコメントであったり、全市必要であれば、協働参画の対象外にするということは前回議論になって整理されたと思っておりますので、このまま進めてよろしいんじゃないでしょうか。

議 長 佐藤委員さんは、地域から聞くのは当然だと、ただし市のものであれば、他の地域の人達も何か意見を言う機会があってもいいんじゃないかという意味ですね。そのあたりはいかがでしょうか。

臺委員 私はそのために(6)があるのかなと思って理解しておりました。(5)の例えば、などで足りないようなものを含むために(6)があるのかなと理解しておりました。それも全部あげきれないと思うんですね。今の道の駅のトイレもそうですけれども。そのための規定の(6)かなと理解しておりました。

議 長 はいかがでしょうか。ほかの委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

丸山委員 繰り返しになりますけれども、今の例えば道の駅のトイレ、道の駅の場合は大体、建設省さんで作られるものですよ。それに県とか農協とか、道の駅の場合そういう形式が多いんでしょうが、要するにこれを全て対象にするという意見じゃないんですよ。だけど、この市民参加、住民参加というのが大きく日本でも広がってきたのは、各地域のものを各地域の責任で作らしましょうも一つだけ、市民住民の協力を得て。もう一つは小さなエリアの一つ対象であっても、そこで暮らす人達だけではなくて、そこを利用する可能性の人達、それから使用出来なくても。例えば前回もお話しましたけれども、花巻市の山奥の方に市営の遊園地が出来たとしても公園が出来たとしても、私たちは殆ど使わないわけですよ。逆に大迫の我々の集落のどっかに近隣公園が出来たとしても、多分花巻の人は使わないんですよ。だからそういうものが果たして、地域のものだから安易に参画対象じゃありませんよというのでは困りますよということ、多分おっしゃってらっしゃるんだと思うんで、そういうものへも場合によったら参画出来るチャンス、参画出来るシステム、それをやっぱりしっかり議論しておかないと、とんじゃうんですよ。この言葉だけを残しちゃうと。だからそういう問題も出てきたときには、この推進委員会で議論する対象になりますねという確認が出来ればいいですよ。それもちろんと議論しましょうねと。今それを何かを決めるこ

とは出来ないですよ。だから議論早めることも大事なんだけれども確認することをとばして議論進めちゃったら、とんでもないことになると思うので、私は佐藤さんの意見半分賛成、全てやるという事に対しては、チャンスを広げるという事じゃないんだけれども、ただ何が重要で何が重要でないかは、どれを全市的なパブリックコメントにかけるか、どれをエリア的なパブリックコメントにかけるか。パブリックコメントでも、エリアでかけるパブリックコメントもあれば、全市でかけるパブリックコメントもある。そういう分類があるという事もどこかで共通認識でもって議論していかないと、全ての市民対象だけをいっているのか、それとも各エリアだって全部の仕組みを導入しなくちゃならないプロジェクトもあるわけですよ。

議長 ありがとうございます。今、臺委員の方からそういう事も含めてこの(6)で対応できるのではないかというお話がありましたが、例えばこの委員会ですら、その地域のものについても、委員会としての意見を述べる機会がありますか。事務局のほういかがでしょうか。

事務局(役重地域振興課長) 今のご議論はまさに、これからの仕組みという部分に関してくるんですけども、実際にここである程度全市的という表現で整理していくことは、極端な話ですけども、例えば道路、どこの道路も全市のパブリックコメントにかけるという事であれば、道路というのは非常に地域要望の競争の中で優先順位が付いたもののみが施行されますので、いやいやその道路よりこっちの地域のほうが先だろうと。そういう部分ではパブリックコメントにかけても現実的には、どうしても地域利害が対決していくということになりますので。仕組みの中でどの地域でも利用が全市的に渡るものという事についてこのような、パブリックコメントや2つ以上ではなくて、色んなアイデアとか積極的に聞く機会を作りたいという事であれば、そういう方法論もこの委員会の中でご議論をしていくという事ですので、今後とも引き続いてここは審議していただくという事になるかと思えます。

議長 それでは確認したいと思いますけれども、この(6)のところですね、今ご意見あったような形で極力他の地域的なことであっても、この委員会で視野を広げて見ながら必要に応じて意見を言ったり、何か求めたり、そういう風にして進めるという事を確認して今の議論を終了したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし。)

議長 ありがとうございます。それでは、参画の適用対象について花巻市として、この方法でいこうと言うことで現段階これでまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

丸山委員 まだありますよ。

議長 前半1時間で参画対象のところは是非、区切りたいなと思っておりました。後半、事例研究という事でやっていきたいと思えます。

丸山委員 では、次の5番目ですが参画の適用対象、適用除外規定の5番目。地方税、分担金の次の使用料というのは施設使用料ですか。これは事務局に対する質問です。2つありますので続きます。この使用料は施設使用料なのかという事が一つ。例えばプールとか体育館の施設使用料なのであればこれは当然住民参画対象であるよということ。それから前回の私の質問に対して大山部長が健康保険税の改廃などは市民生活に影響

を及ぼすから当然市民参画ですよというお答えがあったんですけども。5番目の市税の除外規定は一応理解したとして、この健康保険税の改定をする場合の括りの1の(3)に入るのでしょうか、それとも(4)に入るのでしょうか。

議長 2つ目の質問はどういう意味ですか。もう1度お願いします。

丸山委員 要するに前回、税金関係は除外だという事が出た。消費税、地方税の賦課金及び分担金については、今ここで説明ありますよね。一つの質問はこの中の使用料。この使用料というのは一体何なのかという事、これが一つ聞きたいこと。それから前回質問したときに健康保険税、これを変更する場合には、市民生活の影響を及ぼすことだから参画の対象としますよという返答があったんですよ。これは議事録に載っています。この市民生活に影響を及ぼす改正は1の対象事項の3項になるのか、4項になるのか、どれにあるのでしょうかという質問です。これは事務局に対する質問です。

議長 はい。では事務局のほうよろしくお願いします。

大山地域振興部長 それでは私に対しての質問でしたので。使用料のほうでは施設使用料のほうが大半になると思います。これについては。施設使用料の関係。手数料の方では住民票とかの戸籍手数料ですから。それから国民健康保険税の関係については、とりもなおさず今議論されていることでしたので、私の方で答弁させていただきかさせていただきましたが、健康保険税については、合併に伴って統一を図るという視点がありましたから、そういう関わりでは重要な課題なんだろうなという事で考えていますし、更には、ただ国民健康保険税はですね、地方税法の引用でやる部分もあるんですよ。そういった事もありますので、一概には改正内容によっては、判断する部分も出てくるのかなというところでした。そういう事で答弁させていただきますけれども、その対象事項についての関係は、もう少し私達のほうでも運用にあたっては検討しながら進めて参りたいと思っておりますし、更には先ほど議論にありましたこの項目にあたるのかという事ですけれども、やはりある程度運用していく中で、皆さんにフィードバックしながら運用するような格好で、その積み重ねの中でいいものをつくっていくという考えでいいのではないかなと考えておりましたので、よろしく願いいたします。

丸山委員 であれば、最初の質問。使用料であれば、これは是非参画対象にしてほしいんですよ。施設使用料。行政だって300円を1,000円にはしないと思うんだけど。他の市町村考えたら突然使用料上がっちゃうということあるんですよ。特に子供にとってはグラウンド。体育館が今まで200円だったのが突然500円になっちゃったとか、この間のニュース見てたら使えてたのがつかえなくなっちゃったとかがおこっているんで、こういう施設使用料は当然参画対象でいいんじゃないかというのが私の意見です。それから保険の問題が5か6かとおっしゃったけれども、例えばこういうものを扱うのであれば、3なのか4なのか位は、お答えいただくと期待したんですけども。だめですか。

大山地域振興部長 5か6というのは先ほどの議論の中での5と6でしたので。ですから対象事項については、例えば市民生活に重要な影響を及ぼすということになるのか、その改正内容によって判断すべきことかなと思っておりました。

丸山委員 はい、わかりました。とにかく対象になるということですね。

大山地域振興
部長 というよりも先ほど言いましたとおりですね、例えば国民健康保険税でも法令を引用する義務規定のようなものもあるんですよ。そういったものは必要ない部分もあるだろうと。ですから市民生活とか色々影響するものについては、その時点で判断しながらやっていただきたいなということでした。

議 長 それでは時間がないところですので、いわゆるどちらに属するかという部分はこれから運用の部分で色々すすめていくという事で、どちらにも入らないという問題ですけれども、どちらかに入るといのであれば、運用の部分で検討していけばいいなというふうに思いますので。いわゆる参画の適用対象についての花巻市としての部分については、こういう形ですすめるという事で確認したいのですがよろしいでしょうか。

丸山委員 使用料は結局どうなるのですか。私の意見は無視ですか。施設使用料は委員会として議論しないんですか。ただの意見として聞きました、後は事務局さんでということですか。

議 長 使用料という項目でまとめてですか。

丸山委員 いいえ。その中で要するに公共施設の使用料が参画対象の除外規定として入っていますよね、言葉としてちゃんと。という事は建物とか体育館とか色々な施設を使うときの使用料子供が300円、大人が500円というものが、こどもが500円、大人が1,000円となること、これは市が勝手に決められますよという事が書いてあるわけですよ、ですから私は、それでは困りますよと。こういう体育館であったり、グラウンドの使用料はちゃんと住民参画で決めてください、その方がいいんじゃないですかって委員会に諮っているわけですよ。それが何も議論されないままこの原案で行きますよといわれたんじゃないか何のために意見言っているかわかりませんよね。それだけです。

議 長 使用料の全てを対象にこの委員会で議論していくかということですか。

丸山委員 いえいえ。これが原案として作ろうとしているわけでしょ。事務局が出した、この文言をそのまま、ここの委員会を通そうとしているわけだから、ここの使用料に関して私は省いてはどうですか、省くべきではないですかということを意見として申し上げているわけですよ。それなのに、これは議論されないで事務局の通り進めます、よろしいですねというふうにすすまれてしまったら、何のために私はここで意見出しているんでしょうと言っているわけです。

議 長 事務局の通りというよりは、これまでのまとめて出していただいたものなのでね、ではちょっとあらためて今、使用料のことで出ていますので、ほかの委員さんからもご意見いただいて。この使用料入れたままでいいか、省くべきか、あるいはその中間的のものがあるか。はい、佐藤委員。

佐藤(藤)委員 当然、市民生活に影響されるものでありますから、除外しない方がいいと思うんですが、この括弧書きの地方税法第74条第1項に条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないものと規定があるんですが、ここの兼ね合いが私達ではよくわからないんですが、その部分もあるんじゃないかなというふうに思うんですが。参画によって変えられるもの、あるいは替えられないものと出てくるんじゃないかなと思うんですが。

議長 今のところは専門的な説明が必要になってくると思うので、事務局のほうからお願いします。

事務局(役重地域振興課長) 使用料に関しては、行政財産の使用料の関係は、一定の取得価格なり、そういったものが免責になるとか、あるいは類似施設との公平性といった事で一定のルールで算定されるということですので、極端に上がったたり下がったりという事にならないわけですけれども、この地方税法でいう条例の関係ですが、いわゆる地方自治法の中で、自治体の条例については議会、執行機関の提案というものが原則になっているわけですが、ただし、その市民が条例の改定する、あるいは改正等する直接請求することができる制度がございます。その大前提として使用料の場合は市民から使用料を徴収する場合には金額等全て条例で定めなければならないということがあるんです。したがって今例えば条例で300円とこれに書かれていると、これを200円と下げるといふ条例の直接請求が出来るかということ、出来ない仕組みになっています。これがここでいう地方税法の除外規定という事になります。いわゆる値上げについては、一般的にどう考えてもパブリックコメントにかければ反対意見が多くなってしまふ、では、値上げしないのかということについては、現実として不可能、難しいと言っておりますので、そういった意味では除外規定というところでここではそういった事を参照しながら、みなさんに検討していただきたいと思っております。

丸山委員 今ここではとっても大変な発言をされたんですね。要するに料金値上げの件だと、パブリックコメントにかけたら、ほとんど反対だろうから議論にならないから、パブリックコメントにかけないという発言があったんですけど。これはとんでもない話ですよ。要するに賛成がある反対があるといういろいろな意見とか私達は全部反対しようといっているわけではなくて、前回も話したけれども、値上げだって必要じゃないのという事だって我々は提言できるわけですよ。場合によったらもっと税金あげても、いい医療制度作ってくれという人だっているんですよ。だけど今のご発言は、これは反対が多いからパブリックコメントかけたら通らないからかけないんだというのは、とんでもない話ですよ。考え方根底が、間違っているんじゃないかと。要するにパブリックコメントとか市民参画っていうのは、市民の反対の声を吸い上げようというのではなくて、市民のもってるいい考えとか新しい考えとか、それからできることは協力しましょうという協調体制とか、そういうものを作るために参画条例をつくらしたり、今の仕組み考えているのに、こういう問題は市民の反対が多いから対象外にしましたという事はとんでもないと思います。以上です。

大山地域振興部長 すみません。私からちょっとここで補足させていただきます。使用料の算定については、今課長が答弁した内容で色々基準があってやっています。使用料は更には毎年度見直しをしているんですよ。これは、財政の予算査定の中で、算定の根拠になっている部分で変更がないか、そういった事も含めてですね、今暖房費とると言っても上がっていることもあって、それで妥当だとかという事もあります。そういった事を毎年度見直しをしてそして、それでもいいんだという妥当性も踏まえて使用料の算定は毎年しているわけです。その中でのことですので、この中での除外というのは、そういう意味も含めて。手数料もそうなんですよ。手数料については別な方の改正に伴ってやるという事もあります。という事も含めてですね。あるいは近隣とも比較しているんですよ。同じような施設で隣で安かったり高かったりしたらまずいだろうという事もあって、毎年度見直しを図りながら手数料の決定をしているというのが状況です。ですから今参画どうのこうのというよりも、財政的な面、予算的な面で、そういう事

で深く見直しをかけてありますよという事だけ前提に付け加えさせていただきますので一つよろしくお願いいたします。

丸山委員

最後にしますが、要するに今みたいな話を市民とするのが市民参画なんですよ。要するにこれは行政が知恵を絞って頭絞っていいようにアイデアを出して市民の不利にならないように一生懸命考えた案ですから、是非信じて下さいってだして、わかりましたというのが今までのやり方であって。そうではなくて市はこういう条件で、国民の施設料も含めて暖房費も含めて、近隣の施設料も含めて、こういうことも含めて、だから上げなきゃならないんですよ、わかってくださいね。という説明であれば私達もわかりましたと。要するにそういう場を作ることが参画の場なんですよ。ですからやることサボっているサボってないじゃなくて、そういう事を一般市民に問いかけるチャンスが。市かもそういう検討した中身をこういう事を検討した結果こういう中身になりましたという。その情報をくださいよ。それが一緒に議論できれば、その為の仕組みをつくりましょうよっていう事を今やっているのであって。行政不信だ何だっという、行政不信という言葉もおかしいけれど。ちょっと事務局さんの考え方もおかしいなと思って最後にします。

大山地域振興
部長

それについては、いろいろな場面ですね。広報とかいろいろな機会を捉えて周知に努めるという方向では今もやっているのですけれども、尚、更に今議論する中では意見を参考に更に深めていくようなかたちにしたいと思っております。

議 長

はい。ほかの委員さん方よろしいでしょうか。それでは今の意見を踏まえて運用していただくということで再度お諮りいたしますが、いわゆる参画の適用対象という部分については、これをもって閉じたいと思いたしますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。はい、それでは11時。1時間たちましたので次にですね。具体的な事例をもとにして、この市民参画がどういう形で進められていくのか、事務局のほうでご説明いただきながら、みなさんでまた総合的に検討して参りたいと思いたします。ではよろしくお願いたします。

事務局(役重地
域振興課長)

それでは(2)の事例研究になりますけれども、その前にこの事例研究については、今いわゆる適用対象の議論が今一段落という事にしていただいて、そして更にその中身はお互い関連をしているわけですが諮問事項の2点目である、仕組みづくりを含めてということの中に入っていくという事になりますので、仕組みづくりとはなんぞやという事をちょっとポイントとして念頭に置きながら事例検討していただければわかりやすいのかなという事で今回資料をお付けしておりますが、資料ナンバー1をもう一度ご覧いただきますが、一枚目の裏側をご覧いただきたいと思いたします。参画の「しくみ」とは、というタイトルです。一枚目をめくった裏側になります。参画の「仕組み」とはという事で、「仕組み」、「仕組み」と諮問のときから言っているのですが、これもいわゆる全体像がよくわからないのじゃないかというご指摘がございました。改めてということなんですけれども、今何に参画するかという事をお話あったいていたわけですが、更に今後どうやって参画するかという事が一つの柱になってございますし、諮問事項のなかでは「手法の組み合わせと具体的運用」という言葉で諮問をいたしてございます。これは一体何なのかという事なんです、下のほうにいきますが、で手法の組み合わせ。これは計画や事業の内容等に応じて条例に掲げる6つの手法のうち2つ以上のこと定められますが、こういった形でどれを適用することが相応しいだろうか。どのような方法を用いれば多くの市民参画ができて、更にその事業に対して効果を反映できるだろうか。そういう視点が一つございます。それが

らもう一つは具体的運用という事になりますけれども、ここに上げられた6つの手法に関して、それぞれ具体的な運用、動かし方はどうだろうと。例えばパブリックコメント一つとっても、閲覧期間はどうするのか、場所は今のようなかでいいのか、意見提出の方法はどうか、それから結果を公表する方法はどうかと、といったようなことが課題としてはございます。本市としては6号として「その他適切と判断される方法」というものもありますので、これは具体的にどういうものがあるのか、そのあたりが運用という事になります。それから参画方法の公表、これについては第13条第二項で予め事前に公表するとなっております。これらをセットとして考えて初めて市民にとっては予めどういう対象があって、その方法は何なのかを知ることができる。そして知った上で実際に参画する。そして参画された結果がどのようになっているかを知るということが一連の流れになります。勿論この後にこの仕組みが良かったのか悪かったのか評価の部分にも繋がっていくわけですがその点については次の3点目の諮問事項の中でいくという事になっております。最後に書いてありますが、今ご議論いただいている適用対象の範囲外というものについても当然参画の原則で進めるということでございますので、その具体的な目安となる考え方。他の市では単に積極的に市民参画に努めるという一文になってございますがここをどういう形である程度具体的に定めていくかどうかということもございます。後は参考例ということでもちょっと説明をはぶかさせていただきますが、その後ろにつけさせていただいているのが手法の組み合わせという事の参考で、また宮古市の例になりますけれども第8条の中です、例えばですが、多くの者を対象とし云々と書いてありますけれども回等を得ることが必要であればアンケートがいいだろうと。それから、専門的な知識とか経験に基づく審議等々の意見交換が必要である。という場合には審議会等が望ましいというような組み合わせを一般的な指針で示してあるという事でありまして、組み合わせについてはイメージとしてこんな形で考えながら進めていただきたいと思っておりますし、の具体的運用についてはですね手近なところで当市の現在運用している、庁舎内ということですね、この条例が出来る前から運用しているわけですが、パブリックコメントの実施手順というものがついてます。例えばですが手順の中で、パブリックコメントはどのようなものをどこに資料として出すのか。ホームページだけでは駄目だよと、情報センター、公民館等にも置きましょうとか、そういったようなことが指針としてここに定められる中で閲覧期間30日以上という事で現在運用しているということでございます。更にその後ろには、宮古市、紫波町の例をつけたんですが、いわゆる参画の事前公表の例、あくまでも例です。イメージのためにお付けしてございますけれども、宮古市では広報のコピーなので、広報の中でこのように手続きについて一覧表で示してあります。それから問い合わせ先等の担当課も書いてあります。それから同じように、その裏の紫波町では、これも広報の写しになりますけれども、同様の形で対象となる事項その内容、実施時期、方法、それから問い合わせ先等が掲載されているという形です。これは予めということの公表ですので実際にパブリックコメントする、実際に意見交換会しますよという具体的なものの形は更に公表されたんですが、事前という事の意味合いでした。今の3点ですね、組み合わせと手法の運用、それからいわゆる周知の方法、こういった事を念頭においた上で、この事例のほうに入っていきたいと思っております。事務局の方からは一つ目の公共交通計画について説明をさせていただきます。事前にお配りしておりました、花巻市公共交通基本計画の資料をご覧くださいと思います。内容については時間の関係もありますので簡単にご紹介いたしますけれども、お手元にお配りしております青い冊子ですね。これが基本計画の本体というものです。今年の3月に策定されました。その内容を簡単にまとめたのがこの一枚目ですが、いわゆる公共交通、バス鉄道等でございますけれども、合併した市内ですね、地域によってサービス内容に差がある。殆ど人を乗せないような形で運行

される地域もあれば、要望もあるんだけど、なかなかそこまでバス路線が実現していない、いわゆる公共交通空白地域というのもございますので、これらを今すぐそろえるのは出来ないのですが、長期的に考えたときにどういうふうに公共交通のサービスを提供するかということの基本的な方針を定めたのがこの基本計画という事になります。その後ろに2ページから6ページまでということで地域別ということで、これも青い冊子をそのまま載せたものですが、地域別に見るとこういう方針ですよということが整理されてございます。こちらは省略させていただきます。ここは最後の7ページをご覧いただきたいと思いますが、肝心の市民参画に関してどういう手続きを経て策定されたかという事でございます。19年度に策定に取組んだわけですが、まずは住民アンケートから始まりまして、そこで得られた基本的なデータですが、どっからどこまでバス使ってますかとか、年何回使ってますかとか、目的はなんですか。そういった事を、あるいはバスに対する意見、自由意見といったことを含めた基本的なことを踏まえて、まずは公共交通計画検討委員会を開いて叩き台づくりをしていただいたという中で、各協議会のほうに中間報告をし、さらには20年度2月に公共交通活性化協議会という事で地域の代表、あるいは、バス、タクシー等を含めた事業者の代表に入っていたいただいた協議会。それから2月には地域協議会等へ諮問答申を行っております。更にはパブリックコメントという事で最終的に市全域からのご意見をいただき、更に協議会にかけて、最終的に決定をしたという流れになってございます。それぞれのイメージという事で、今日お配りをいたしました資料ナンバー2に、花巻市公共交通住民意識アンケート概要をご覧いただきたいと思いますが、このアンケート調査の内容という事で1枚つけておりますが、これは統計上の優位な数字の抽出調査でございましたが、こういった形で対象から回収したという事でございまずし、抜粋という事でその後ろには自由意見の部分のみ抜粋をさせていただきました。この棒グラフの中にあるように、やはり運行の効率化と言うご意見が非常に多かったという、基本的なことを踏まえながら今更に実施計画を検討しているというところでございます。それから次に自治推進委員会、地域協議会から答申をそれぞれいただきました。花巻、大迫、石鳥谷については基本的には原案を良として答申をいただきましたけれども、東和については修正意見と言うことで答申をいただいておりますので、ここに範囲状況について記してございますが、いただいた意見は全て修正として反映させていただいた上で計画の策定に繋がったということでございます。その後ろには、それぞれには答申の意見書という事でいただいた内容がそのままつけてございますのでご覧いただきたいと思いますが、ここで一番最後にパブリックコメントが最終的な手続きでしたが、これは2月に1ヶ月間という事で伺いましたけれども、全部で528件というたくさんの意見をいただきました。先ほど資料でご紹介いたしましたパブリックコメントの運用の部分に従いまして、これらについて、全て一件一件に対して、その後ろのA3の紙になりますが、そのご意見に対する市の見解。こういう風に反映します、あるいは、反映できないものについては、こういう理由で反映できませんと、単なる質問もございますがそれに対する回答、市の見解というものをつけて、これは最初の20件ぶんしか載せておりませんが528件分を作成しホームページの方に結果として公表するという内容の手続きでございます。これらを含めてバス交通という非常に高齢化社会に伴って身近な課題でございましたし、今は使わないけれども将来使いたいと様々なご意見をいただくことが出来ました。今これらを踏まえながら2年目には実施計画ということで具体的に、どの路線どうしようという検討に入っておりますけれども、かなりこういった基本的なデータを振り返る中で実施計画をすすめているという事で市民参画の成果ということを感じながら今作業に取り組んでいるところでございます。以上飛ばし飛ばしでしたがご説明とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは今公共交通計画というものの、これの基本計画を元に、取りかかりからまとめられるまでの一連のながれを提示していただきました。中を見ながら、これから進めようとしていることのイメージを持っていただいて答申に向けていきたいので具体的例を見ながら皆様からご意見を賜りたいと思います。最初に今説明いただいた部分についての質問がございましたら、質問の方からお願いしたいと思います。

菊池委員 パブリックコメントが528件あったということで非常に多かったということですが、ほとんどが東和だけの意見で、例えば大迫や石鳥谷がないというのは何か募集の仕方にあったのでしょうか。

議長 何か経過はありますか。

事務局(役重地域振興課長) 特には、東和だけに限ることは有りません。全員にホームページ、公共施設には閲覧できるようにしておりました。

藤井(公)委員 この審議会を今後も継続していく中で非常に重要なことだと思うんですね。今、菊池委員さんがお話になった、パブリックコメントやっても意見集約が一箇所、一地域に集中している。たまたま私も東和の浮田地域に居住しております。ここで区長が4人ですが、行政区で取り組もうと、意見を出してということで結構議論したんです。ここで全部で450世帯くらいです。全戸から意見出してもらうということで取組んだのですが、やっぱり192で。ですから今後どんな意見、審議やってもですね市民に答えていただかないと、それこそ空転するわけですね。参画事業ということが。それから前にもお話したことがありますけれども、市役所の各職員の方々ですね、せっかく今ある行政区の組織だとか、そういう今ある組織に働きかけていくとかですね。そういうことがやっぱり市民に参画する意義を深めていくことだと思うんですね。そういう仕組みつくりのためには、非常にいい資料だというふうに思います。

議長 ありがとうございます。具体的に運営していくときに、色々な知恵とか仕組みが必要になってくるんだと思います。

平賀委員 たまたま班長という役目を今年引き受けておりましたので、たった10件でしたけれども、このアンケートのときに参加しました。とても住民参画、住民の意見を聞くということで大事なことだと私も思っておりましたので、時間をさいて一件づつもって歩いたのですが、普段おうちにいる方は年配の方しかいらっしやらないので、一番先に言われたのは「読んでくれ」「書いてくれ」ということですが、一件一件対応していくと私の予定がなりたないわというくらい実は凄い時間的な問題を感じました。一件か二件はお手伝いしたんですが、おうちの方が帰ってきたら読んでもらって一緒に考えて書いて頂戴ねと言って悪かったのですが10件全部はお手伝いできなかったのですが、やるほうも非常に大事なことでしたが、受ける一人ひとりの住民もそれなりの時間的な問題とか意識とか色々なものが高まっていかないと上手くいかないんだなというものを、このとき凄く思って、いいアンケート調査をし、それが反映されるんならばというきっかけを作っていたことには感謝しています。ただまだ、その結果がどうなっていくかというのが私自身が見えていませんけれども、事例としては凄い大変な作業をしながらみんなの意見をまとめていくんだなあという実感をしています。パブリックコメントにこれだけのものが来たというのは初めてなのでびっくりしましたが、これを読むだけでも大変だし、それを一つ一つ返すという努力といい

ますか、その事に時間的問題も多くあったと思うわけですが、それをやり遂げながら、やっぱりいいまちづくりにいかしていければいいことなのかなというふうに思って今見せてもらいました。

議 長

ありがとうございました。先ほどの説明の中で参画の仕組みという事で、どういう風に組み合わせていけば、より多くの市民の方々からの意見なり、質問なり、情報なりを寄せられて、それを生かす形でより良いものを作っていけるかという事だと思いますが、先ほど3つの視点で、いわゆるどういう手法を組み合わせていくか。あるいは具体的に閲覧の場所だとか、意見の収集の仕方だとか、そういうものをどうしていくかとか、あるいは事前の公表の部分、あるいは事務の公表の部分、あるいは中間的な部分もあるかもしれません。そういう中で今お二人の委員さんの中で、実際に取組んでみた状況等もお話いただいたのですけれども、住民みんなに関する事例だと思えますから他の委員さん方からもですね、この事例を基にして気づいたこととか思ったこととか、あるいは実際やってみたこととかお話しただければ、お出しただければと思いますがいかがでしょうか。学生委員さんのほうはいかがですか、こういう事のほうは今こういう具体的なものがあったのですけれども、参画の視点から。特にないですか。それでは時間も迫ってまいりましたので、もう一つの事例を説明いただきながら深めていただきたいと思いますので、それでは二つ目の東和総合支所建設までと言うことでご説明をお願いします。

東和総合支所
赤坂地域振興
課長

東和総合支所地域振興課赤坂でございます。花巻市東和総合支所の建設の経緯。それから住民意見の取入れ方等についてご説明させていただきます。皆様方の机には資料3の支所建設までの経緯、それから資料4の工事の基本設計書。それと今A4版をお配りしているものは、経済産業省の外郭団体に表彰になりまして、その時の冊子に載ったものでございます。若干組織等の改正もございまして支所の当初予定した課が5つから2つになったとか、そういう事もございますけれども、それはご容赦を願いたいと思いますし、建物の場合ですと基本構想計画、そして基本設計、実施設計というような形もある訳ですが、この場合はですね、いわゆる基本構想基本計画の部分と基本設計が一緒になって、皆さんの意見を取り入れながら実施設計へ進んだと。こういう形で進んだとご理解いただきたいと思います。ここに書いてありますとおり、昭和30年建築の旧東和町役場でございます。様々建物が老朽化したということで立替の要望が旧東和町時代から、地域住民から要望が寄せられていたという事もありまして合併を機に新花巻市の新市建設計画のほうに事業決定という事に構成されて平成19年から今年の20年まで2カ年にわたって整備したところでございます。この東和支所のもう一つの背景といたしましては、今もお話しましたとおり新しい市の本庁舎があって支所があるというサテライト的な機能を担う庁舎であるということが一つ。当市には3つの総合支所があるわけですが、合併後のいわゆる本庁舎と支所の機能分担のあり方、それから支所の運営のモデルとなるような庁舎となること。そういう背景もございましたし、立地が東和町の土沢という商店街のど真ん中にある立地でございますので、当然中心市街地の活性化なり地域づくりの拠点となるという位置づけもございました。更に省エネ、環境に配慮した庁舎にするという意図もございました。建設までの経緯でございますけれども、ここにも書いてございますが、平成17年の1月、新市建設計画に登載されて事業決定いたします。そして17年の12月ですから、まだ合併する前ですが、17年の12月その一ヶ月前にですね、基本設計に住民意向を反映するために住民懇話会を設置したという事でありまして、その後合併をまたいで1月に第2回住民懇話会、2月に第3回住民懇話会ということで基本設計をかためまして内部で市長協議等いたしまして実施設計に着手したということでありまして

し。その後 18 年の 12 月に実施設計が固まった段階でこの住民意見交換会の皆さんに個別に説明を差し上げたということでございます。それで次の 2 ページ目見ていただきますと、住民懇話会の中身についてですが、住民懇話会のメンバーですね。団体であること 10 人、それから公募委員が 5 人、そして専門的な方、オブザーバーが 2 人で次のページに名簿がございますけれども、そういう事でこの懇話会を設置して基本設計にあたったという事ですね。それから懇話会以外にも(3)にかいてありますけれども、障がい者支援団体アクセシブル花巻等々、専門的な部分での指導助言をいただき設計に反映したという事でありまして。そしてその後、ちょっと細かくなりますけれども、3 回に渡る懇話会の意見の概要。その意見をどのように生かしたかですね、意見を設計に反映できなかった理由等をまとめて 4 ページから 8 ページですか、載せてございます。この番号は後から見ていただきたいのですが番号と図面が一緒になっておりまして、この図面が生かされましてよという事で一致しております。ご覧いただきたいと思っております。この部分は一部ですけれども、4 ページの中断あたりにバスターター付近に待合所を設置してほしいという要望がございましたが、これは で対応いたしました。それから 4 ページの下の方ですけれども市民ホールは夕方 5 時以降も気軽に利用できるようにしてほしいという要望でしたけれども、これについては庁舎の 1 階に市民の皆さんが利用できるような会議室を 4 室設置しております。これは夜 10 時までいつでも会議ができると。主に公共的な会議でありますとタダで利用できるという事で、ここは住民要望を取り入れたところになっております。それと 5 ページですけれども、福祉機能の 1 . 2 . 3 ですけれども、これについてはバリアフリーの関係で様々ご要望がございまして、これについては全部取り入れております。エレベーター、スロープ、あるいは、フラットフロア点字ブロック、それから授乳室までつくったわけですけれども、高齢者や若いお母さん方を対象としたような施設整備をしたという事でありまして。こういう事でありまして、ただし全部、全部当然皆さんから意見が出るわけですけれども、出来ないこともあるわけですね。例えば太陽光発電を導入して欲しいとか、庁舎内の 1 階 2 階 3 階に上がるときとかエレベーターでなくスロープをつけて欲しいとか、エレベーターのうえにスロープをつけて欲しいとか、後は雨水利用で雨水を利用してトイレを設置して欲しいとかですね、ペレットストーブが欲しいとかですね様々ありましたけれども、これらについてはスペース、予算、それから事実の問題もあったかという事で、今回の庁舎整備には取り入れられなかったという事でありまして。それから最後ですけれども、後は庁舎をオープンして今年の 1 月から 1 年弱になるわけですけれども、特に狙いとした行政財産としての庁舎ではなくて、地域住民の利活用、充分利活用できる庁舎経営を目指すという事でありましたから、つきましては 1 月から 11 月の 11 ヶ月間のなかでこの会議室の利用ですけれども、85 回、1,520 人の方が私どもの庁舎をご利用になって昼夜会議等様々活用されております。特に 85 回のうち 71 件はまちづくり団体ですね。いわゆる振興会でありましてとか自治会でありましてとか、うちのほうはまちづくり会社等々ございますけれども。そういった方が主に夜ですね、会議に使われているということですね、初期の目的は達成してあるかなと思っておりますし、この前、今月ですけれどもようやく駐車場が完成いたしました。商店街に向かっておよそ 60 台のスペースが整備になりましたので、益々来年は中心市街地が様々な行事等で活用されていくんじゃないかということで期待をしておりますし、今年は災害が大変多く地震が 2 回、東和の場合には大雨もあったわけですけれども、災害時の現地対策本部としての支所の機能ということで有線放送も東和の場合は整備してありますから、そういう意味でこの 3 回の災害の際にはですね、活用されているという事をお伝えしております。ということで、この施設整備に取り入れて事例としたところでございます。という事でございます。

議長 ご説明ありがとうございました。それでは今ご説明いただいた部分について何かご質問ありましたらお願いいたします。

平賀委員 今私たちが協議している、市民参画というのも先取りしていただいて、色んな会議をして市民の意見を聞いたりして東和の支所ができたという事で、私も何回か伺って木の温もりで凄くいいなあと、大迫と同じような木で出来ているのを楽しく見させていただきました。ここまで色んなことを積み重ねてやって、どうなのでしょう、もう完璧だって思ってみてきたのですけれども、それでもなお、もうちょっとこういうことがあればよかったねという事は、特に反省点では無いものなんですよ。もう100%市民も行政もOKという事で完成したんでしょう、何か今変な質問かなと思いつながら、ここまで徹底して市民参画を呼びかけた成功例としてお読みいただいたのかなと思いつながら、ちょっと質問してみたくはなつたのですが、どうでしょうか。

議長 いかがでしょうか。参画という視点から。

東和総合支所
赤坂地域振興
課長 全て成功ということではないですけれども、まだ1年間しか、まだ活用してないということで、特にいい面があるわけですが、これからの活用の仕方を、今まで住民意向は取り入れたのですけれども、様々この庁舎を運営していく中で地域住民、特に商店街の皆様にご意見を伺いつながら、活用のあり方を変えていくという、市民の要望によって替えていくという事が必要だと思つております。多少駐車場が、まさらなところに建てたわけではなくて、地盤が決まっておりますために駐車場等は、斜面がちょっときつところがあるわけですが、今のところは使つた方々にご意見を聞きながら、夜10時までということて閉めてはるのですけれども、ただ11時12時だと際限ありませんから、夜の利用が多いものですから、例えば駐車場の照明はどうであるとか。夜玄関から入らずに裏から入るのですが、そのへんはどうなのかとか、という部分を検証しながら改正をしていきたいなということてあります。

丸山委員 ではこの件で。手続き手順はそれなりに踏んでらっしゃるようですが、まず大迫の事例でいいますとこの委員会でも何度かお話ししたんですが。建設当初から、計画段階からあれは大きすぎるという事で、ほぼ半分の規模でいいのではないのかというのが市民の大勢の声で出たけれど、現実には今の規模で建ててしまった。それで、今起つている現象が、今二階のフロアが全く未使用の状況ですよ。二階転移したけど全く使われてない。それから議会もつぶれたわけだから、議会の場所も殆ど使つてない、たまに会議をするくらい。という事がおこつている。これは実は住民参加をやつたという事例だったわけですよ。それと同じことをやって作つたのです。市民の委員会つくつたり意見聞いたり公募したりパブリックコメントやつたり、それで作つたけど、あれが出来てしまった。実は市民の多くの不利なところは吸い上げないで、いい部分、先ほどの説明にもありましたが、取り入れる分は取り入れした。それで作つたから大迫が出来てしまった。それで半分無駄な建物になつた。まあ今後それを図書館に使うという話もあるけれども、図書館に使うには、フロアの構造が足りない。当然体育館にも使えません。という事で今困つてはる。という事が東和の場合はなかつたのでしょうか。というのは基本的に合併特例債で作つたんだらうと思うので、ある程度の規模は合併前に決まっていたんじゃないのか。多分市民の中からも規模がもう少し小さくていいんじゃないのという意見はなかつたのか。そのあたりをちょっと聞かせてください。要するに今ある規模が従前たる、必要最小限であったのか、これ以上の無駄は省けなかつたのか、その辺少しお答えください。

東和総合支所
赤坂地域振興
課長

施設の規模の関係ですけれども、実際には先ほどもちょっと申しましたとおり、組織の改変によりまして、支所の人員が当初合併前よりも大幅に減ったという事が、一つあります。後は内部の設計を詰めていく段階でかなり全体の面積については、圧縮しております。500㎡くらいですね、内部で検討しまして、コンパクトに設計をいたしております。いわゆる今の規模が適正であったかというのは、当然あると思いませんけれども、我々としては、当初のコンセプトのようにどのように活用していくかということですね、現段階では広すぎるといようなことは思っておりませんし、先ほど来申しておりますとおり、地域の皆さんが使っていくシステムですね、これから作っていききたいなと思っております。

議 長

ありがとうございました。

藤井(公)委員

先ほどのパブリックコメント、公共交通のところのお話したところにつながるんですが、実はこの東和支所の建設でも、委員会の方々に色々ご努力いただいたわけですが、たまたまこの懇話会の15番の平野広さん、この方は浮田地区で同じ浮田振興センター内に居住されている方です。委員会やる前に、まずせつかく公募になって委員に選ばれたんだから公民館に何人かでも集まってもらって、皆に意見を聞いて参加してくれという申し入れをして、彼もそういうことは非常に好きな男だったので、結構そういう事はやりました。それから3番目の身体障害者の会長、これもたまたま私と同じ地域の住民ですが、自治会の中で今度の役場の建設について意見を障害者団体としても会長通して発言していこうというようなことを底辺では、他の地区でもあったようだけれども、あと他の団体でもあったようだけれども、そういう事が住民参加意識を培っていく上で、また、先ほど言ったようにこの委員会も我々も市民が参画していく上での参加していく上での参考意見としていきたいと思えます。

議 長

ありがとうございます。2つの事例を出して説明していただきましたが、先ほどの事例、今の事例に関していわゆる具体的に人が顔を合わせたり、言葉を交わしたり、あるいは、こういうつながりの中でこういう大事にしていかななくてはならないことを発揮できているという事を非常に感じたわけですね。今日こういう具体的な事例が出されているわけですので、多分、今までよりも話の内容は身近になっているんじゃないかと思えますので、是非他の委員さん方からもご発言いただきたいと思えますがいかがでしょうか。丸山委員さんちょっと待ってください。ございませんか。はい、臺委員さん。

臺委員

事例研究として取り上げるからには、一般論でいいますと、成功した事例だけあげても意味がないのでは。つまり、この委員会の市民参画協働推進という立場として、こういうケースで、こういう市民参画のパターンをやって失敗したという事例もあってもいいのではないかなと、やり方。でないとな一方的な事例だけ見せられても、参考にならないと。我々の勉強にはならないだろうと思えます。ですから今後もし、またこの事例研究をやる方がいいことなのか、悪い事なのか別問題として。出すならば説明する場合、市民参画協働推進委員会だという事を意識した形で事務局にお願いしたいなと出して欲しいと思えます。どこそこの建物をどうやって作ったかという事は私は聞きたくないです。この市民参画協働推進という観点で、こういう点でこれは上手くいった。これは失敗したというのが大事なのであって、どういう箱ものがどうであったかでは、問題はずれていくんじゃないかなとそう思います。以上です。

丸山委員

まさに今おっしゃった通りなんですよ。というのは、ある今ある箱物を完成させる

ためのシナリオ、住民参加と言うものは、きれいに整ってますね。だけど会議の冒頭でお話したように参画というのは作り終わった後の評価、出来上がった後の評価がある意味一番大事なんです。こういう参画の手法であるものを作った。だけど出来たものがどうだったかという、この評価まで入って初めて協働参画なんです。ですからそういう意味で先ほどの東和に事例は東和さんの建物はオープンしてしばらくだから、評価はいいとおっしゃってるが、大迫の事例を出すとあれは大失敗なんです。建物の半分が使われていない。だけど建物という形は、市民参加でつくった。だけど総合評価の市民参画で評価すると、大迫の過半数は、あんなに要らなかったというはずなんです。だから市民参画というのは、そこまで頭において考えないと、その各システムに意見を聴くチャンスがあった。これだけが市民参画じゃないと言うことを重々我々も事務局サイドも理解して進めていただきたいと思います。なぜそんな事を言ったかという、時間もないといわれるので、先にこの参加の仕組みのところで言いたかったのは、ここの参加も仕組みも一連の仕組みも参加の対象を知る参加の結果を知るとなってるんですね。だけど参画の結果はどうかというのは参画の一部であって、参画することによって、その事業がよくなったのか、悪くなったのか。それとも事業自体が上手くすすんでいるのか、すすんでないのか、そこまでの評価が入って初めて参画なんです。ですから、その事だけは忘れないように、私たちも事務局もお願いしますという事で。今ご説明あったように、まさに今の話は参画の仕組みの方法論の説明だっただけという事で、参加の仕組みではなかった。といことを改めて私もいっておきます。参画の仕組みではないよという事、以上です。

佐藤(芳)委員 繰り返しになるんですけども、私も今の臺委員さんに賛成で、今のこの東和支所につきましては、市民の皆様説明することであって我々説明することではないんです。ここで説明していただきたいのは、建物がどんな立派にできたのかということではなくて、建物はどうでもいいんです。全然駄目なものでも、いいものでも。ここで説明うけるのは、市民がどのように参画してもっと重要な意見も出ていたと思うんですけれども、そういう重要な意見に対して住民のこんな意見がありましたよ、こんな意見がありましたという、要望ではなくて、そういう事に対して、こうこうこういう結果があったとかね、その部分がここの会議で話し合われるべきだと思います。

議長 この事例研究の狙いについては、今お話ししたようなことも、当然大事な部分で、ただ当初ですね、いわゆる事例研究は、それももちろんですけども、この事例を踏まえない抽象的な部分での話だけではね、具体的なものが見えないので事例を基にして具体的に一つの事業がどういう形で進んでいくかというのも、イメージを持つという事も一つの狙いとしてあったという事でご理解いただきたいと思いますし、今臺委員さんからお話あったように、いわゆる我々のこれからの推進委員会の進め方を踏まえて考えたときに少し視点を変えて、本当に成功例だけじゃなくていわゆる失敗例だとか、あるいは始めと終わりだけじゃなくて中間的なものとかね、そういう視点を変えて更に吟味してみるという事が当然必要な部分でございますので、これは次回の方に、上手くいかないものも含めて事例として勉強できるのであれば、そういう機会も、あんまり生々しくなるかなと思うんですけども、何か相応しい事例があればですね、あるいはもし、なければ想定されたものでもいいかもしれません。そういう事で揺さぶってみるのも勉強にはなるだろうと思います。それで今日はもう時間がなくなりましたので、事例を通して感じられたこと、色々あったかと思いますが、次回はですね。ちょっとお待ちください。次回はですね、いわゆる今日仕組みという事で6つのこの参画の形をどう組み合わせるかとか、あるいはどういう場合にどういう方法が相応しいとか、こういうお話に入っていましたので、その辺を例えば具体的にアンケート

ートはこういう場合にはアンケート調査を必ずやるようにしようとか、あるいは、何々委員会を設けてやろうとか、そういう部分少し詰めたいと思いますし、先ほど話題になっておりました、事前の評価の部分、それから事後の評価の部分ですね、この辺もまじえて検討してまいりたいと考えておりました。

丸山委員

事例研究ということなんですが、一番最初に出てた事例研究というのは、過去のものではなくて今年度どうというものを実際参画対象になるかという事が議論だったはずなんですよ。反省なんですよね。ですからちょっとずれちゃった。今年はもう参画協働はないということなんです。要するに実験的参画協働はね。という事ですかというのが一点。それから今やるべきことは、例えば小さな市役所構想というのは、又変わりそうだというニュースを聞いているのですが、要するにまちづくりの機構改革、制度改革が行われつつあるという議会でも議論があるというお話を聞いています。というのは実はこの小さな市役所コミュニティ会議含めて、今大迫自体のまちづくりがそれが非常に大きな根幹なんですよね。各地域にとっては。であれば今こういう問題は議会云々ではなくて、まず小さな市役所及びコミュニティ会議の問題というのは、まさにこれこそが協働参画の対象になるべきで、もし事例研究があるのであれば、是非これを取り上げていただきたい。それから、もっと言えば大迫の埋蔵文化センターの問題。それから空港ターミナルの空港の跡地、ターミナルビルの後の利用とか。やることはたくさんあるんだけれども、こういう過去の問題も大事なんだけれども、出来ればやるべきこと。これから未来にやるべきこと。これを一つでも二つでも今年度中に事例研究をしていただきたい。以上です。

佐藤(芳)委員

最後に内容とは外れるんですけども、資料が送られてくるのは、私のところは昨日だったんですけども、今日来てくださった皆さんの資料を見せられて、会議をするにあたって資料を初めて見て、これで意見を言えというのはとっても困難です。会議を円滑に有意義にするためには、1週間くらい前に送っていただかないと何にも考えられません。そのへんをお願いします。

議長

この事例研究について、いわゆる事例ということで今、進行中のものも含めて可能かどうか。

事務局(役重地域振興課長)

今、次回以降のことに関連いたしますので、仕組みづくりについてあと2回という事で、1月2月とございますので、その中でこういったものが出せるかと言ったことで検討させていただきたいと思います。進行中の事例というのも、勿論ありますし、これからやることについて、多分どういう形で参画するかとか、これから検討していくこともあるかと思います。そういったものももし、検討材料として相応しいものがあればですね、是非お話をさせていただきたいと思います。失敗事例もという声もございましたが、これだけ補足させていただきますが、今回お出しした事例はですね、けて成功事例として出した事例ではございません。市民参画をやった結果今計画は走っている、そして運用されている。それを皆さんがどう評価されていくかという事になりますけれども、いずれ例えば公共交通計画であれば、結果それが反映された内容であったとしても、その計画がきちんと運用されていくのか。そういった事はまだ今の段階ではご説明できない状況でございますので、今後の状況を実施計画の策定という中を、それは又皆様に報告をしながら、この市民参画の成果はどうだったのか、課題はどうだったのかという事を皆様に説明する機会を設けたいなと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。資料につきましては、極力余裕のある形でお願いいたします。

大山地域振興 早目に出すように努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
部長

議長 それでは本日の協議については以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(12時散会)